

西東京市子どもの権利擁護委員 令和4（2022）年度活動報告



©シンエイ／西東京市

西東京市子ども相談室 ほっとルーム

愛称と由来

令和元（2019）年に子どもの権利擁護委員等が全市立中学校生徒会を訪問して西東京市子ども条例を説明し、「西東京市子どもの権利擁護委員」と「西東京市子ども相談室」の愛称募集をお願いしました。全生徒会からの応募で、各 23 案ずつが集まりました。

小学生を対象とした夏休みのワークショップでは、東京経済大学の学生に手伝ってもらいながら、参加者が愛称候補を 3 案ずつに絞り込みました。

その後、市内の小学校 325 クラスで投票が行われて愛称が決まりました。

西東京市子どもの権利擁護委員

「CPT」 children protect team

令和元（2019）年度

田無第一中学校生徒会



令和元年 10 月撮影

多くの人に参加してもらうために、生徒会だより号外を発行して、目安箱で募集しました。「CPT」にしたのは、擁護委員が子どもの笑顔を守るためのチームとはっきり言うほうがわかりやすいと思ったからです。誰もが笑顔になる権利があると知ってもらいたいです。

選ばれて「やったー!」と思いました。相談室が、ひとりで悩まず相談できる場所になって、みんなの笑顔の輪が広がっていけばいいなと思います。



令和元年 10 月撮影

全校生徒にプリントを配布して案を募集し、学級委員が選んだ案を生徒会で検討しました。よいものに丸をつけて、絞り込んでいきました。

自分たちの推していた愛称が、小学生にも支持されて決まったことは、ビックリしたけどとても嬉しいし、誇らしい気持ちです。

ほっとルームには、名前どおりにほっとできる相談室になってほしいし、広く知れ渡って、いろいろな人が気軽に相談して安心できる場所になってほしいです。

西東京市子ども相談室
「ほっとルーム」

令和元（2019）年度
青嵐中学校生徒会

西東京市子どもの権利擁護委員
令和4（2022）年度活動報告



西東京市子ども相談室 ほっとルーム

はじめに

子どもの権利擁護委員（CPT） 代表 木村 真実



代表子どもの権利擁護委員（CPT）の木村真実です。弁護士もしています。

子どもの権利擁護委員（CPT）と子ども相談室（ほっとルーム）の令和4（2022）年4月1日から1年間の活動報告書をまとめました。

CPTとほっとルームの活動内容には、大きく分けて、①日々の相談・調整活動、②出張授業やほっとルーム通信などの広報・啓発活動、③講師派遣や研修などその他の活動があります。3つの活動とも、3人の擁護委員と、擁護委員を補佐する3人の専門員と、事務局4人が力を合わせて取り組んでいます。

西東京市の子ども条例の特徴の一つは、子どもの権利侵害に対して、具体的に、救済することを定めていることです。ほっとルームでは、電話やメールで、あるいは面談で、悩んでいる子どもや子どものことで悩んでいるおとなからの相談を日々受けています。

毎日3人の専門員が擁護委員と協議しながら相談に対応しています。関係機関との調整や交渉が必要な場合などには擁護委員が対応しています。子どもたちからすると、学校との話し合いなどによって悩みが具体的に解決することも、毎日いる専門員に悩みを話して寄り添ってもらえることも大切なんだと思います。

擁護委員は、市内の多くの学校に、「子どもの人権」「いじめ予防」「多様性」などの出張授業に伺っています。令和4年度は全小学校で出張授業を行いました。具体的な事例をもとに、自分の人権も隣の子の人権も大切なこと、「嫌な気持ち」「つらい気持ち」になった人の立場で考えられるようになることを伝えています。

先行していた世田谷区、国立市に加え、小金井市と中野区にも救済機関ができ、近隣自治体からの見学受入れや近隣自治体への見学もしています。先行する近隣自治体とともに、より良い救済機関を目指して一緒に研修などをしていきたいと考えています。

新型コロナウイルス感染症への対応が緩和されましたが、これまで何年も窮屈な思いをし、今も自由とはいかない子どもたちが、「一人じゃない」「生きていていいんだ」と感じられるよう、おとなの一人としてサポートしていきたいと思っています。

悩みを抱える子どもが、「相談してよかった」と思えるよう、引き続きがんばっていききたいと思います。子どもに関わる皆さんに、この報告書をとおしてCPTとほっとルームをもっと知っていただき、また、子どもたちにも広めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

目次

はじめに

子どもの権利擁護委員（CPT） 代表 木村 真実

第1	西東京市子どもの相談・救済機関の概要	
1	西東京市子ども条例	2
2	西東京市子どもの権利擁護委員（CPT）	4
3	西東京市子ども相談室 ほっとルーム	6
第2	相談・調整活動、調査活動の状況	
1	令和4（2022）年度の相談状況（統計）	8
2	事例報告（相談・調整活動の実際）	16
3	調査活動の状況	20
第3	広報・啓発活動の状況	
1	子どもへの広報・啓発	
	(1) CPTによる出張授業	24
	(2) 東洋大学社会学部（現 福祉社会デザイン学部）社会福祉 学科小野道子准教授・学生の皆さんとのコラボ事業	29
	(3) 子ども条例・子ども相談室 ほっとルームアンケート 集計結果	30
2	おとなへの広報	
	(1) 子ども条例市民講座	32
	(2) 保護者、支援者向けの研修	32
第4	その他の活動	
1	講師派遣や関係機関との連携	34
2	研修	34
	一年を振り返って	35
	子どもの権利擁護委員（CPT） 井利 由利	
	子どもの権利擁護委員（CPT） 谷川 由起子	
	子どもの権利擁護相談・調査専門員より	
	参考資料	
	西東京市子ども条例	38
	西東京市子ども条例施行規則	44
	機関紙・啓発品	47

活動報告内で使用されている略称の一覧

正式名称	使用略称・愛称
西東京市子ども条例	子ども条例
西東京市子ども条例施行規則	子ども条例施行規則
西東京市子どもの権利擁護委員	擁護委員・CPT
西東京市子ども相談室 ほっとルーム	子ども相談室・ほっとルーム
西東京市子どもの権利擁護相談・調査専門員	専門員

第 1 西東京市子どもの相談・救済機関の概要

- 1 西東京市子ども条例
- 2 西東京市子どもの権利擁護委員(CPT)
- 3 西東京市子ども相談室 ほっとルーム

第1 西東京市子どもの相談・救済機関の概要

1 西東京市子ども条例

子ども条例は、「今と未来を生きる全ての子どもが健やかに育つ環境を整えるため、その理念を共有し、制度を整え、まち全体で子どもの育ちを支えていくこと」を目的として平成30（2018）年9月19日制定、10月1日に施行しました。

子ども条例は、前文から始まり、第1章「総則」、第2章「子どもの生活の場における支援と支援者への支援」、第3章「子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進」、第4章「子どもの相談・救済」、第5章「子ども施策の推進と検証」、第6章「雑則」で構成される全27条です。その特徴は、次に示す（1）から（6）のとおりです。

（1）総合的な条例

- ア 考え方・理念、施策の原則、制度設置、子ども条例の実施・検証を総合的に規定
- イ 健康、医療、福祉、教育等子どもに関わる分野を総合的に考慮
- ウ 家庭、園、学校、地域等子どもが生活する場を総合的に考慮
- エ 子どもだけでなく、子どもに関わる人たちへの支援を含み総合的に規定

（2）相談・救済機関の設置

子ども固有の悩み事等について、子どもに寄り添い、一緒に考え、安心・解決できるような相談・救済機関をつくることを定めています。

（3）施策の原則を規定

子どもをめぐる今日的な問題（虐待、いじめ、子どもの貧困、子どもの居場所作り等）に取り組むこと等について施策の原則を定めています。

（4）子どもの育ちを支える関係者への支援を規定

子ども施策が推進されるためにも、保護者・家庭、育ち学ぶ施設やその関係者、地域・住民が役割を十分に果たせるよう支援を受けられることを定めています。

（5）まち全体で育ちを支える

市民をはじめ関係者の連携を強調し、まち全体で子どもの育ちを支えていくことを示しています。

（6）子どもたちにもわかりやすく

子どもが子ども条例に親しみを持てるよう、条文を「です・ます調」で記しています。

子ども条例制定に向けた検討から施行・子ども相談室開設まで

年 度	月	活 動
平成 29 (2017) 年度	8月	(仮称) 子ども条例策定庁内検討委員会を設置
	8月下旬～	西東京市子ども子育て審議会に対し、(仮称) 子ども条例の策定について諮問。西東京市子ども子育て審議会は、(仮称) 子ども条例検討専門部会を設置。(仮称) 子ども条例検討専門部会は、翌年5月までに、様々な方法で子ども等への意見聴取を実施するなどし、11回の会議を開催。作成した報告書は、子ども条例の原型となった。
平成 30 (2018) 年度	6月	子ども条例要綱について、1か月間のパブリックコメントを実施。「(仮称) 西東京市子ども条例に盛り込む内容の市民説明会」を実施
	9月	西東京市議会第3回定例会に「西東京市子ども条例(案)」を上程。文教厚生委員会の審査を経て、本会議において全会一致で可決
	10月	「西東京市子ども条例」施行
	3月	子ども条例リーフレット発行
令和元 (2019) 年度	4月	西東京市子どもの権利擁護委員3人を委嘱
	5月	「西東京市子ども条例逐条解説」を作成
	8月	西東京市子ども相談室を開設
	9月	市内公立中学校9校の生徒会に愛称を募集し、小学生のワークショップを経て、市内公立小学校325クラスの投票により、「西東京市子どもの権利擁護委員」と「西東京市子ども相談室」の愛称を決定

2 西東京市子どもの権利擁護委員（CPT）

子ども条例では、いじめ、虐待、体罰など子どもの権利侵害に対して、相談を受け、救済につなげることを目的に、市長の附属機関として、擁護委員を設置しています。擁護委員の定数は3人以内です。擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利について見識を有する者の中から市長が委嘱します。

また、市長は、擁護委員の職務を補佐するため、専門員を置きます。

擁護委員及び専門員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

擁護委員の職務は、次に示す（1）から（6）のとおりです。

- （1）子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言及び支援をすること。

擁護委員は、子どもから相談を受けた場合、必要な助言をするとともに、情報の提供などの支援を行います。

- （2）子どもの権利の侵害についての調査をすること。

必要があれば子どもをはじめ関係者から話を聴く等、事実を調査します。

- （3）子どもの権利の侵害を救済するための調整及び要請をすること。

権利侵害からの救済のため、関係者との調整や関係者への要請を行います。権利侵害を防ぐため、制度改善などの意見を伝えることもできます。

子どもは単なる救済対象ではなく、自分に関わる問題を解決していく主体として位置づけられ、最善の利益が確保できるよう支援されます。そのため、一方的な要請や意見提出で、権利侵害の相手方と子どもを対立させてしまつては、子どもの最善の利益にならない場合もあり、擁護委員の調整が重要になります。「要請」とは、市や市の機関には対応しなければならない「勧告」、市以外の機関には対応するよう努める「要請」の二つの意味があります。

- （4）子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。

「意見を述べること」とは、市や市の機関には制度改善のための「提言」、市以外の機関には「意見表明」の二つの意味があります。

- （5）子どもの権利の侵害を救済するための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見等の内容を公表すること。

- （6）子どもの権利擁護についての必要な理解を広め、連携を推進すること。

擁護委員が効果的に活動を進めるためには、市民の理解や他の相談・救済機関との連携が不可欠です。そのため、活動報告・公表や子どもの権利擁護について必要な理解を広めること、関係者との連携を進めることも職務として定めています。

保護者や育ち学ぶ施設の関係者等が対応に悩み、うまく解決することができずに子どもとの関係がこじれるようなとき、第三者の擁護委員が、調整役として、何が最善かを考え、子どもの権利侵害からの救済の方法を見つけていくことが大切になります。

○ 令和4（2022）年度 西東京市子どもの権利擁護委員

氏 名	所 属 等
木村 真実	弁護士
井利 由利	公益社団法人青少年健康センター（茗荷谷クラブ）・臨床心理士・公認心理師・精神保健福祉士
谷川 由起子	八王子市学校教育支援課（スクールソーシャルワーカー）・社会福祉士・公認心理師

○ 市長への活動内容の報告

子ども条例第23条第1項には、擁護委員から市長へ、毎年度の活動内容を報告することが定められています。令和4（2022）年7月28日に、令和3（2021）年度の活動内容を報告しました。



○ 擁護委員の会議

子ども条例施行規則第15条第1項には、職務執行の一般方針その他の必要な事項を決定するため、擁護委員の会議を設置することが定められています。

開催状況

令和4年 4月1日、4月19日、5月30日、6月28日、7月26日、8月23日、9月27日、10月25日、11月22日、12月20日、
令和5年 1月24日、2月28日、3月28日

（計13回）

主な審議内容

- ・機関紙について
- ・市長への報告について
- ・子ども向けアンケートについて
- ・市民講座について
- ・令和5年度年間計画について
- ・相談ケースの対応について
- ・調査について

3 西東京市子ども相談室 ほっとルーム

子ども条例施行規則では、子どもの権利の擁護に必要な支援を行うため、子ども相談室を設置することが定められています。相談窓口では、子どもからの相談に応じて助言や支援を行い、救済するための調査・調整や要請・意見表明を行います。子どもを救済するための要請等を行った後は、必要に応じて、引き続き見守りなどの支援をします。

子ども相談室は、次に示す（１）から（４）の点で既存の相談窓口とは異なります。

- （１）子どもの意見を聴き、子どもに寄り添いながら相談を受け、問題を解決することを基本にしていること。
- （２）特定の分野に限らない子どもの権利侵害全般を取り扱うこと。
- （３）公的な第三者機関であること。
- （４）関係機関との調整や関係機関への要請・意見表明が、条例に基づく権限として定められていること。



第2 相談・調整活動、調査活動の状況

- 1 令和4（2022）年度の相談状況（統計）
- 2 事例報告（相談・調整活動の実際）
- 3 調査活動の状況

第2 相談・調整活動、調査活動の状況

1 令和4（2022）年度の相談状況（統計）

以下の図表の構成比（％）は小数点以下第1位を四捨五入しています。そのため、合計が100％とならない場合があります。

（1）相談の状況（表1・図1）

新規相談については、当年度受付分は82件で、申立て¹はありませんでした。これに、前年度から継続している相談53件を合わせて、当年度の全相談件数は135件となります。そのうち関係機関等²との調整を実施したものは3件ありました。前年度の新規相談件数は77件でしたので前年度比106％となりました。

対応については、当年度新規相談（82件）への対応が492回でした。これに、前年度の継続相談（53件）への対応668回を合わせて、当年度の全対応回数は1,160回でした。前年度の全対応回数は1,077回でしたので前年度比108％となりました。

なお、「相談件数」は相談者の実数です。「対応回数」は、ほっとルームが相談者や関係機関等に対して行った対応の延べ回数になります（表1）。

表1 相談件数・対応回数

全相談件数		135 件	100%	→	全対応回数		1160 回	100%
内訳	当年度新規相談件数 (当年度新規申立てはなし)	82 件	61%	→	内訳	当年度新規相談対応回数	492 回	42%
	前年度継続相談件数 (2019年度申立て1件含む)	53 件	39%	→		前年度継続相談対応回数	668 回	58%

注) 当年度新規相談件数には、問合せ6件・管轄外の相談1件が含まれます。

前年度の継続相談53件のうち44件が当年度で終結となり、9件が次年度へ継続となります。当年度の新規相談82件のうち、36件が当年度で終結となり、46件が次年度へ継続となります。したがって、次年度へ継続する件数は55件になりました（図1）。

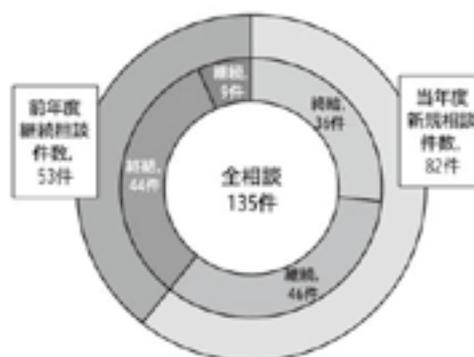


図1 相談の終結・継続件数

¹ 「申立て」とは、子ども条例施行規則第5条第1項に基づく「救済の申立て」を受けた相談のことです。

² 「関係機関等」とは、市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者等のことです（子ども条例施行規則第9条）。

(2) 相談内容

当年度の新規相談（82件）を、相談内容別に見ると以下のとおりでした。

「大分類」では、相談内容を相談者との関係から「自分・自分の家族」に関する相談と「他人・他人の家族」に関する相談とに分類しています（図2-1）。「小分類」では、相談をその内容（表2）で分類しています（図2-2）。



図2-1 大分類（新規相談件数）

ア 大分類（図2-1）

当年度の新規相談（82件）のうち65件（79%）が「自分・自分の家族」に関する相談でした。「他人・他人の家族」に関する相談は、子育て支援課などの行政機関、他の相談窓口、子どもを支援する関係機関や対象者の友だちからの相談でした。

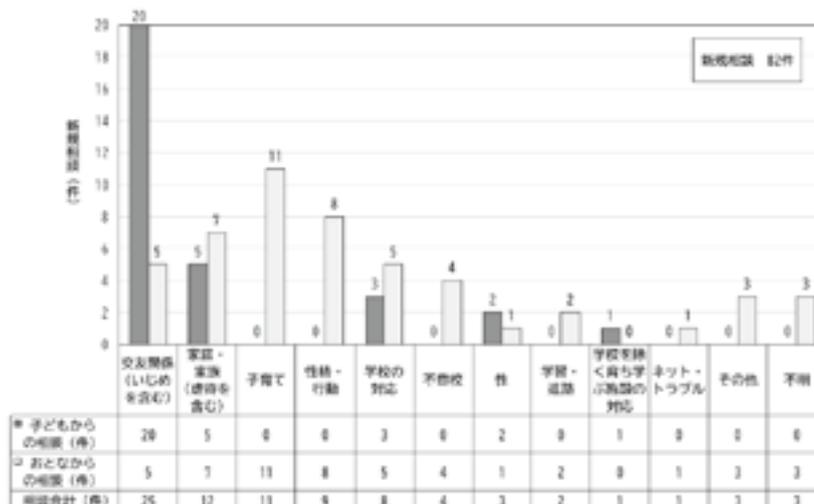
イ 小分類（図2-2）

子どもからの相談が多かったのは、「交友関係（いじめを含む）」と「家庭・家族（虐待を含む）」に関する相談でした。他方、おとなからの相談が多かったのは、「子育て」と「性格・行動」、「家庭・家族（虐待を含む）」に関する相談でした。

前年度と比較して、子どもからの相談は、「交友関係（いじめを含む）」に関する相談が大きく増加し、「家庭・家族（虐待を含む）」に関する相談がやや減少しました。おとなからの相談は、子どもの「性格・行動」に関する相談が大きく増加し、「交友関係（いじめを含む）」「家庭・家族（虐待を含む）」に関する相談が減少しました。

表2 小分類

1 健康
2 性格・行動
3 性
4 差別
5 家庭・家族（虐待を含む）
6 子育て
7 交友関係（いじめを含む）
8 不登校
9 学習・進路
10 学校の対応
11 学校を除く育ち学ぶ施設の対応
12 行政機関の対応
13 労働
14 ネット・トラブル
15 その他
不明



注) 相談合計 (件) には、不明者からの相談が含まれています (性格・行動: 1件)。

図2-2 小分類（新規相談件数）

(3) 初回相談者及び対象者の属性

当年度の新規相談（82件）を、初回相談者の属性、初回相談者である子どもの性別や所属別に見ると以下のとおりでした。なお、ここにいる「対象者」とは、相談の中で権利侵害を疑われる子どものことです。

ア 初回相談者の属性（図3）

当年度は子どもからの相談が31件、おとなからの相談が50件でした（そのほか、不明者からの相談が1件です）。前年度より子どもからの相談件数・割合がともにやや増加（27件35%→31件38%）しました。

初回相談者の属性をみると、子どもからの相談のほとんどが本人からでしたが、兄弟姉妹や友だちからの相談もありました。おとなからの相談の多くが母親からの相談で、この傾向は前年度から変わっていません。

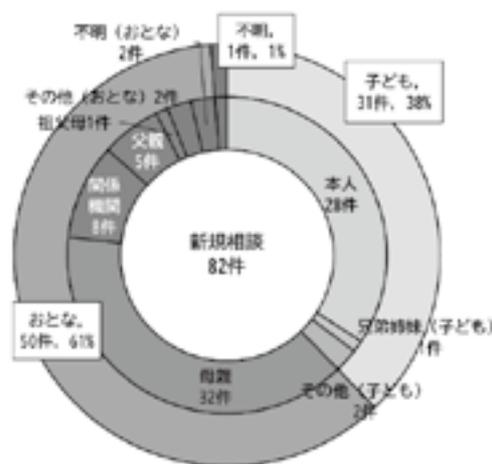


図3 初回相談者の属性(新規相談件数)

イ 初回相談者（子ども）の性別及び所属（図4-1・2）

初回相談者（子ども）の性別については、前年度と比較して女性からの相談が増加（41%→48%）しました（図4-1）。

初回相談者（子ども）の所属については、前年度と比較して小学生からの相談が増加（48%→77%）しました。高校生からの初回相談はありませんでした（図4-2）。

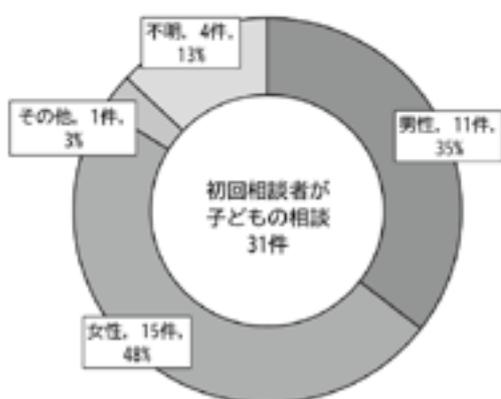


図4-1 初回相談者(子ども)の性別(新規相談件数)

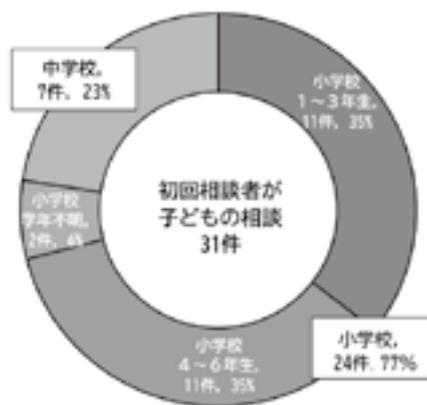
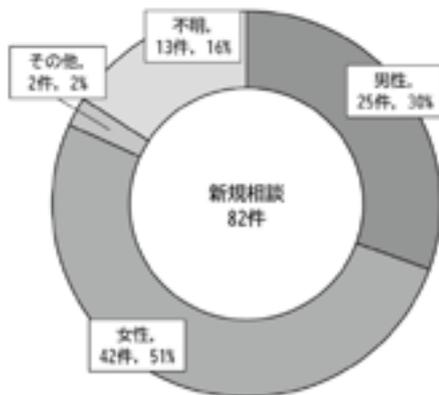


図4-2 初回相談者(子ども)の所属(新規相談件数)

ウ 対象者の性別及び所属（図5-1・2）

対象者の性別については、前年度と比較して女性を対象者とする相談が増加（34%→51%）しました（図5-1）。

対象者の所属については、小学校4～6年生を対象者とする相談の割合が増加（13%→26%）し、中学生を対象者とする相談の割合が減少（27%→15%）しました（図5-2）。



注）対象者：相談の中で権利侵害を疑われる子どものこと

図5-1 対象者の性別（新規相談件数）



図5-2 対象者の所属（新規相談件数）

（4）初回相談方法（図6-1・2）

ほっとルームへの相談方法は、「電話」「面談」「ほっとルーム相談受付フォーム（メール）」「手紙」「ファクス」があります。当年度の新規相談82件のうち子どもからの相談31件及びおとなからの相談50件について、初回相談の方法をグラフにしました（不明者からの相談1件については省略しています）。

前年度と比べて、初回相談を面談で行う割合が高くなりました。特に子どもからの相談は、初回相談に面談を利用する割合が大幅に高くなりました（4%→32%）。相対的に初回相談に電話を利用する割合が減少しました（55%→32%）。

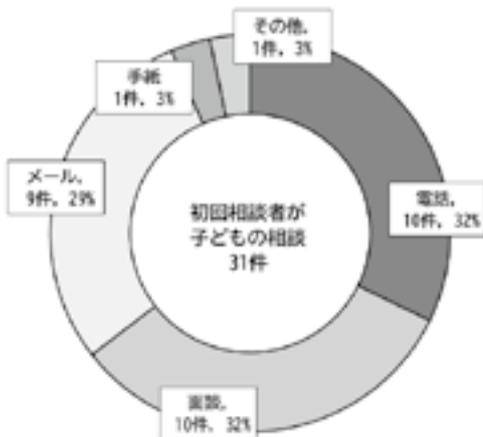


図6-1 初回相談に何を使ったか（方法）—子ども

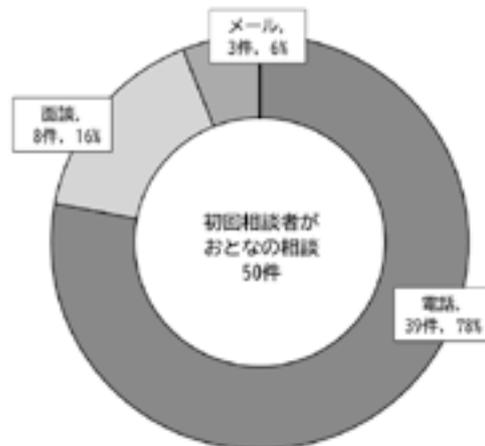


図6-2 初回相談に何を使ったか（方法）—おとな

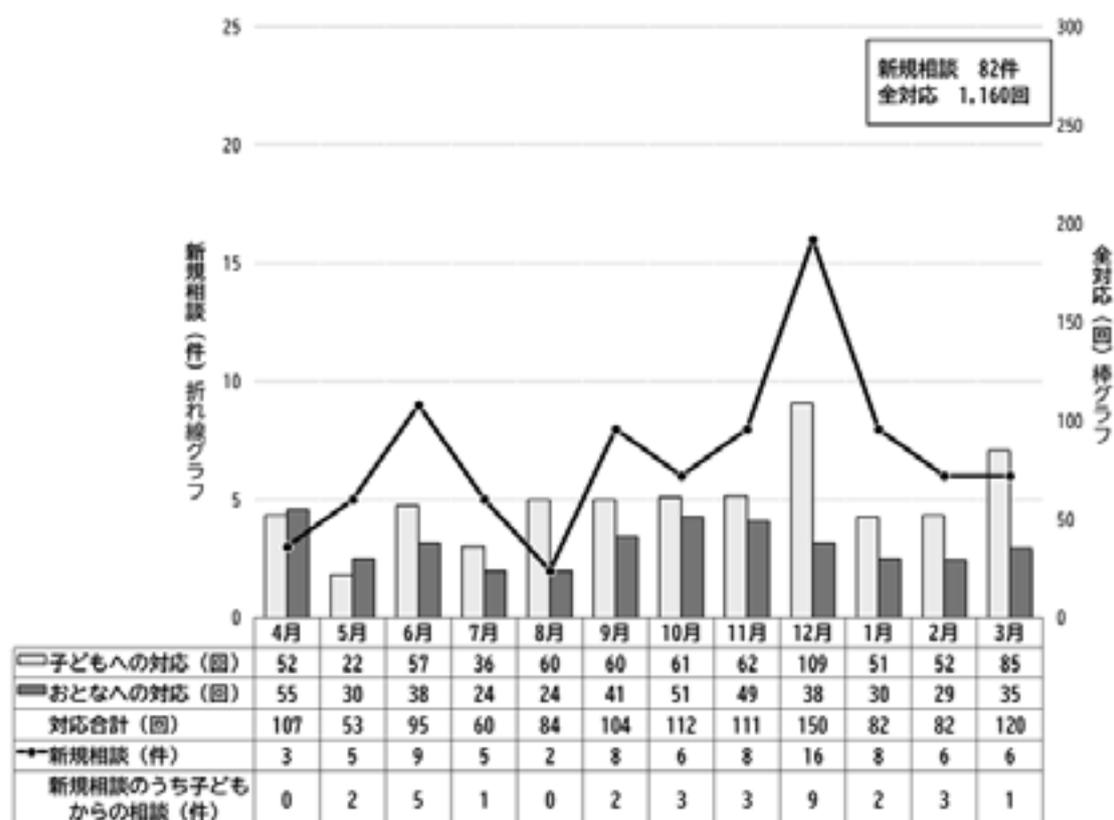
(5) 月別・曜日別

当年度の新規相談（82件）及び全対応（1,160回）を、月別・曜日別に見ると以下のとおりでした。

ア 月別（図7）

当年度、新規相談が多かったのは6月と12月でした。前年度、新規相談が多かったのは5月と12月でした。ほっとルーム通信を発行している5月下旬と11月下旬以降に新規相談が増加する傾向がみられました。

当年度、対応回数が多かったのは12月と3月で、主に子どもに対する対応が増加していました。12月は子どもからの新規相談が増加したため、それに合わせて対応回数も増加したものと考えられます。3月は年度末ということもあってか、子どもと直接やりとりをしているケースで全体的に対応回数が増える傾向がみられました。



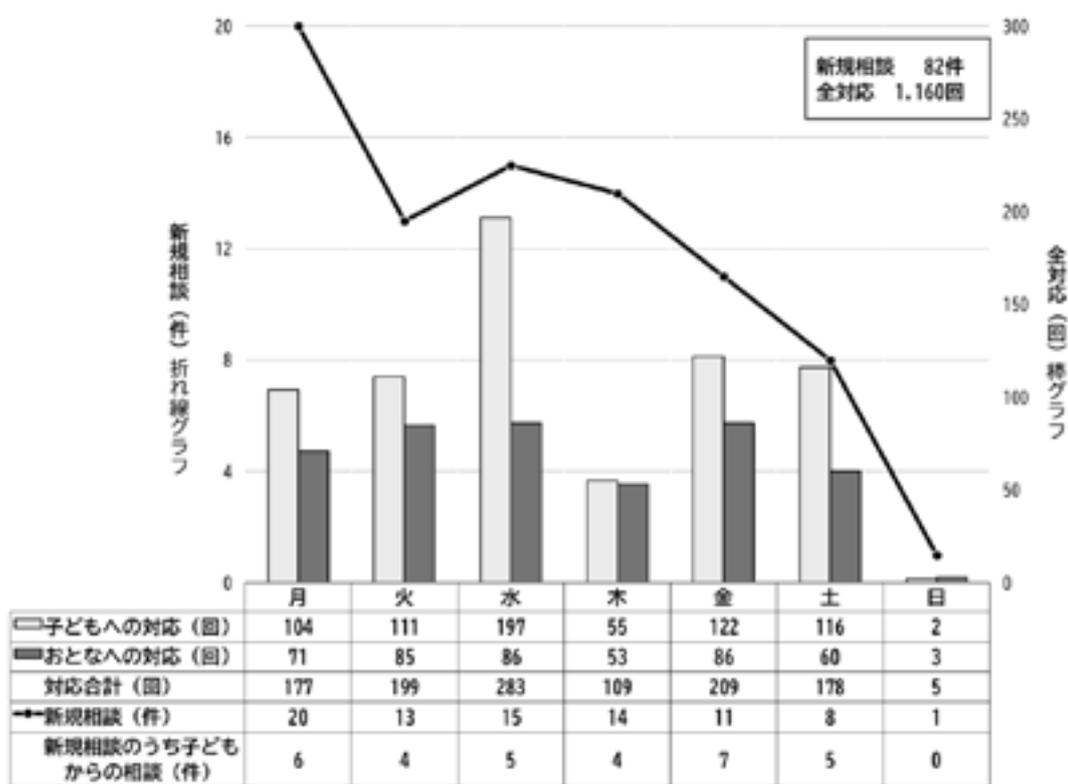
注）対応合計（回）には、不明者への対応が含まれています（5月1回、9月3回、12月3回、1月1回、2月1回）。

図7 月別（新規相談件数・対応回数）

イ 曜日別（図8）

当年度、新規相談件数の多かった曜日は月曜日と水曜日でした。

当年度、対応回数は水曜日が多く木曜日がやや少ないという結果となりました。特に、子どもへの対応回数は、他の曜日と比較して水曜日の対応が増加しました。継続相談では、曜日などを決めて定期的に相談に応じるケースがあり、曜日による偏りが出たものと考えられます。日曜日は閉室日であり、当年度は相談メールの受信のみの回数となります。



注) 日曜日は閉室しており、新規相談及び対応は相談メールの受信のみです。

注) 対応合計（回）には、不辨者への対応が含まれています。（月：2回、火：3回、木：1回、金：1回、土：2回）。

図8 曜日別（新規相談件数・対応回数）

年度比較表(小分類別・新規相談件数)

	性格・行動	性	家庭・家族 (虐待を含む)	子育て	交友関係(いじめを含む)	不登校	学習・進路	学校の対応	学校を除く 育ち学ぶ 施設の対応	
										件数
2020	件数	8件	0件	9件	10件	10件	2件	3件	5件	0件
	割合	16%	—	18%	20%	20%	4%	6%	10%	—
2021	件数	3件	0件	18件	12件	21件	3件	2件	6件	3件
	割合	4%	—	23%	16%	27%	4%	3%	8%	4%
2022	件数	9件	3件	12件	11件	25件	4件	2件	8件	1件
	割合	11%	4%	15%	13%	30%	5%	2%	10%	1%

※2020年度から2022年度を通じて年間の相談件数が2件以下の小分類は省略しています。

年度比較表(小分類別・子どもからの新規相談件数)

	性格・行動	性	家庭・家族 (虐待を含む)	子育て	交友関係(いじめを含む)	不登校	学習・進路	学校の対応	学校を除く 育ち学ぶ 施設の対応	
										件数
2020	件数	6件	0件	7件	0件	7件	1件	2件	0件	0件
	割合	24%	—	28%	—	28%	4%	8%	—	—
2021	件数	2件	0件	8件	0件	11件	0件	1件	2件	0件
	割合	7%	—	30%	—	41%	—	4%	7%	—
2022	件数	0件	2件	5件	0件	20件	0件	0件	3件	1件
	割合	—	6%	16%	—	65%	—	—	10%	3%

年度比較表(月別)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
子ども	新規相談	2020年度	1件	0件	8件	4件	1件	4件	1件	2件	0件	1件	2件	1件	25件
		2021年度	1件	6件	3件	0件	1件	1件	1件	1件	8件	2件	2件	1件	27件
		2022年度	0件	2件	5件	1件	0件	2件	3件	3件	9件	2件	3件	1件	31件
	対応回数	2020年度	4回	0回	39回	39回	30回	12回	6回	13回	32回	16回	16回	19回	226回
		2021年度	29回	46回	45回	15回	37回	43回	29回	40回	52回	41回	67回	53回	507回
		2022年度	52回	22回	57回	36回	60回	60回	61回	62回	109回	51回	52回	85回	707回
おとな	新規相談	2020年度	1件	0件	3件	1件	1件	5件	4件	1件	3件	1件	0件	6件	26件
		2021年度	5件	6件	3件	3件	5件	5件	1件	5件	12件	2件	1件	1件	49件
		2022年度	3件	3件	4件	4件	2件	6件	3件	5件	6件	6件	3件	5件	50件
	対応回数	2020年度	8回	0回	11回	19回	31回	43回	59回	25回	38回	28回	39回	36回	337回
		2021年度	32回	42回	42回	11回	24回	31回	24回	30回	73回	68回	89回	101回	567回
		2022年度	55回	30回	38回	24回	24回	41回	51回	49回	38回	30回	29回	35回	444回

年度比較表(曜日別)

		月	火	水	木	金	土	日	計	
子ども	新規相談	2020年度	6件	3件	6件	5件	3件	1件	1件	25件
		2021年度	3件	5件	3件	3件	8件	3件	2件	27件
		2022年度	6件	4件	5件	4件	7件	5件	0件	31件
	対応回数	2020年度	41回	41回	29回	41回	52回	19回	3回	226回
		2021年度	79回	85回	111回	40回	108回	74回	10回	507回
		2022年度	104回	111回	197回	55回	122回	116回	2回	707回
おとな	新規相談	2020年度	5件	5件	4件	3件	5件	4件	0件	26件
		2021年度	8件	10件	7件	7件	9件	8件	0件	49件
		2022年度	13件	9件	10件	10件	4件	3件	1件	50件
	対応回数	2020年度	53回	69回	72回	31回	56回	56回	0回	337回
		2021年度	120回	125回	77回	87回	80回	78回	0回	567回
		2022年度	71回	85回	86回	53回	86回	60回	3回	444回

(6) 相談状況の考察

新規相談について、当年度は子どもからの相談がやや増加し（前年度 27 件 35% → 当年度 31 件 38%）、おとなからの相談はほぼ横ばいとなりました（前年 49 件 → 当年度 50 件）。おとなからの相談の中には、前年度に引き続き、関係機関から問合せや紹介を受けたケースがありました（前年度 9 件 → 当年度 8 件）。子ども条例は、市が子どもへの直接的な支援をするだけでなく、子どもの支援者を支援するよう定めています（子ども条例第 2 章）。ほっとルームもその一員として役割を果たしていきたいと考えています。

子どもへの対応回数は増加傾向にあります（2020 年度 226 回 40% → 2021 年度 507 回 47% → 当年度 707 回 61%）。ほっとルームでは、継続して子どもからの相談を受ける際には、できる限り子どもたち自身と話し合っ、相談のペースや方法などを決めていきます。その結果、一つのケースに対する子どもへの対応が増加したことが理由として挙げられます。他方で、おとなへの対応回数は減少しました（2020 年度 337 回 → 2021 年度 567 回 → 2022 年度 444 回）。

相談内容について、前年度と比較して、子どもからの相談は、「交友関係（いじめを含む）」に関する相談が大きく増加しています。断定することは難しいですが、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言等が明け、対外的な活動が再開された前年度以降、子どもからの相談は、「性格・行動」という自身の内面に関するものから、対人関係を含むものへと変化しつつあり、特に「交友関係（いじめを含む）」に関する相談の増加につながっていると思います。おとなからの相談で最も多いのは、例年同様、「子育て」に関するものでした。また、当年度は特に「性格・行動」に関する相談が大きく増加しています。新型コロナウイルス感染症をはじめとする外的環境や社会情勢の変化に合わせて適応していくことの難しさが、昨今の発達障害への社会的な理解の高まりと相まって、本人や相談者の「性格・行動」の問題として認識されたことで、ほっとルームへの相談につながっているという印象を受けました。

2 事例報告（相談・調整活動の実際）

「子どもの最善の利益」の視点から、令和4（2022）年度に対応した事例を整理し、紹介します。プライバシー保護のため、複数の事例を組み合わせ、内容を一部変更して作成した架空の事例です。

事例1

【相談】

Aさんは、通信制高等学校3年生の男子。小学校から何となく学校になじめず、中学校はほとんど行っていませんでした。高校は通信制ですが、設定された日には登校する必要がありました。お父さんとの2人暮らしです。

お父さんから、Aさんの人格を否定するような暴言が毎日のようにあり、傷ついていました。サポート校に通わないことを強く非難され、進学が内定している大学にも「どうせこのままでは行かないことになるから行かせない」などと言われてしまいます。

家でお父さんと生活をしていくのはとてもきつい、家を出たい。大学が遠方のため4月からは一人暮らしをすることができ、好きな学校だから通えると思うので、それまで数か月間、安心していられる場所はないかという相談でした。

【伴走】

電話を受け、初回面談をした専門員は、擁護委員と方針を相談しました。その結果、①大学進学までの間、寄り添いながら話を傾聴しつつ、自宅の外で時間を過ごせる場所を考える、②お父さんの了解をとって、半年ほどいられる場所を家の外に確保する、の二つを考えました。

①に関して、学校に行けていない日中を過ごす場所があるとよいと思われました。専門員は、市内の図書館、公民館などに電話を掛け、勉強できるスペースがあるか、コンセントはあるか、Wi-Fi環境はどうかを確認していきました。その結果、いくつかの施設が居場所になるかもしれない、と思われ、本人にそれを伝えました。Aさんは、週の半分以上は紹介された居場所に通って、本を読んだり音楽を聴いたりして過ごしました。

②については、友だちの家にいさせてもらえないか、NPOなどでどこかしばらく受け入れてくれる場所はないか、お父さんに話してアパートを借りてもらうという可能性はないのか、などを検討しました。そして、友だちに相談してみたり市内外の民間団体に相談したりしました。

【展開】

専門員は週に1回のペースでAさんに会って状況と気持ちを傾聴し続けました。話の中では、お父さんから人格を否定するような言葉を投げつけられ、自己肯定感を下げて

いくエピソードが語られました。専門員は受容的に聞き、一緒に楽しいことを考えたりボードゲームをしたりして過ごしました。

友だちの家に泊まることにもチャレンジしようと思いました。友だちはよいと言ってくれたのですが、お父さんに泊まりたいことを言い出せませんでした。無断外泊はできませんので、友人宅に泊まるのはあきらめました。

あるとき、Aさんから、「お父さんが大学の入学金を払ってくれず、内定が取り消されそう」という電話がありました。専門員や擁護委員がお父さんと話すことに本人が消極的だったので、事実を確認するのに高校に行ってみてはどうか、という話になりました。学校の先生からは、「お父さんも心配しているから払わないで勝手に取り消しになってしまうことはないと思う。がんばれ、というメッセージなのではないか。週に1回でも学校に通ってお父さんに安心してもらってはどうか」というお話がありました。通ってくればその頑張りをお父さんに伝えることはできます、というお話でした。

その後、Aさんから、「お父さんと話した」「とにかく大学には行かせてやるから、頑張ってみろと言われた」という報告がありました。3月までは何とか我慢できそうだからもう大丈夫、との話があり、関わりをいったん終わりました。

【事例1の振り返り】

子どもの抱える悩みの背景に、親など家族のしんどさがあることが多くあります。しんどさも多様ですが、例えば、親自身のストレスや子どもの特性に対する対処の難しさなどから、子どもからすると厳しい要求が繰り返され、その要求に応えることができず、そのことが親のイライラを募らせる、という循環になっているように思うことがあります。

このケースでも、お父さん自身が生きづらさを抱えているのではないかと、それが子どもにきつく当たる原因の一つになっているのではないかと考えられました。また、学校に行きづらい時間が長く続いてきた子どもに対し、なんとか自立してほしいという思いが強く、言葉がきつくなっただとも思われました。

擁護委員、専門員としては、お父さんと一緒に考え、一緒に方向性を見つけていければと思いましたが。しかし、子どもが相談機関に相談することにお父さんが拒否的だったため、本人もお父さんには相談していることを知られたくないと言い、お父さんへのアクセスはできないままでした。

学校に親子の間に立ってもらうことを考えましたが、公立学校でもなく、しかも高校であるということで、学校として親子間の問題に踏み込むことには消極的でした。それでも、本人を支援する姿勢を示してくれました。

専門員や擁護委員としては、どうすれば本人の安心感が高まるかを考えながら寄り添いました。本人も会うことを大切に考えてくれていると感じていました。

ほっとルームとしては、本人が一番きつい時期を一緒にやり過ごしていく役割を少し果たせたかな、と思っています。

事例2

【相談の経緯】

ほっとルームがある住吉会館（愛称：ルピナス）は、近隣に住む子どもたちの遊び場にもなっています。一階にあるロビーには、子どもたちが思い思いに過ごす姿を毎日のように見ることができます。そんな住吉会館で夏休みに実施された市主催のあるイベントには、30人ほどの小学生が参加していました。ほっとルームは、子どもからの意見を聞くためにイベントに参加していましたが、その際にほっとルームのことを紹介しました。ほっとルームには子どもの権利を守るCPTやみんなからの相談を受ける専門員がいること、こんなことで相談していいのかなあと思うようなことでもどんなことでも相談してよいこと、相談の秘密を守ること、相談がなくても顔を見せてくれるだけでもうれしいことを伝えました。

そのイベントに参加して、ほっとルームのことを知った小学校3年生のBさんは、イベントが終わったあと、ほっとルームに顔を出してくれました。ほっとルームに在室していたCPT・専門員・事務局職員と挨拶を交わして帰って行きました。それ以来、住吉会館に遊びに来た際にたびたび顔を出すようになりました。だんだんと顔なじみになって、時には、一緒に遊んでいる友だちにほっとルームを紹介するために、時には、かくれんぼしている友だちを探して、友だちが来るのを待っている間の時間をつぶしに、など、気が向いたときやちょっとした隙間の時間に、ほっとルームに立ち寄ってくれるようになりました。

【相談内容】

そんな中で時折、「今日は遊びじゃなくて相談があります」と改まった表情で来室することがあります。ある時は、クラスメイトに自分の持ち物を汚されてしまって悲しい気持ちになったという相談でした。また、ある時は一緒に遊んでいる友だち同士がけんかになってしまって自分では対処できないから専門員と一緒に来てほしいという相談でした。また、ある時はいつも一緒に遊んでいる仲の良い友だち同士でけんかになって、気持ちがすれ違ってしまうことへの怒り・悲しさや戸惑いに関する相談でした。周囲のおとなの力を借りて解決したいことだけでなく、自分の力で解決してみたいことやそのためにどうしたらいいかを一緒に考えます。友だちの言葉遣いが強く「どうしてそんな風に強く言うんだろう」と感じて傷ついてしまうけれど、その気持ちを伝えられたらいいのにと思っている、「それを言うとけんかになっちゃうから言えない」「けんかはしたくない」と葛藤する気持ちを話しました。自分の気持ちを伝えられずに我慢してしまうことが続いていて、怒る気持ちとともに「またか…」と悲しい気持ちになったり、「一緒に遊びたくない」と感じることもあるようでした。時には、自分が友だちに冷たい態度や意地悪な態度をとって友だちを傷つけてしまうこともあるそうです。その態度に怒った友だちが、自分のことを責めてきても、素直に謝ることができずにモヤモヤした気持ちが大きくなっていったようでした。語られる言葉を聴きつつ、気持ちを共有してい

ると、その子とは幼馴染で自分の気持ちを察してくれるかけがえのない友だちでもあることや、クラスのムードメーカーであるその友だちのおかげで新しい友だちが増えて、学校生活が楽しくなっている部分もあることなども話してくれました。

結局、その日の相談では、「(友だちには) ほっとルームからはまだ何も言わないでほしい。急に言われたらびっくりしちゃうと思うから。私からうまく伝えられるか分からないけれど、伝えたいって思ったときに話してみようと思う」ということになりました。まだ不安もある様子でしたが、「うまく伝えられなくて困ったら一緒にほっとルームに行こうって言おうと思う」「そのときはまた話を聞いてほしい。きっと私の気持ちと友だちの気持ちは違うと思うから、友だちがどんなふうに考えているか聞いてみたい」と相談室を後にしました。その後も、ほっとルームに来室した際に「まだ言えてないから、秘密にしておいてね!」と釘をさされることもありました。

その後どうしたかなあ…と専門員が思っていると、しばらくして、「今日は相談じゃなくて遊び!」とBさんとその友だちが連れ立って来室しました。今でも、時々ほっとルームに顔を見せに来てくれています。

【事例2の振り返り】

ほっとルームのある住吉会館が、日頃から子どもたちの居場所になっていることで、日常生活で生じては消えていってしまう思いを打ち明けてくれた事例です。感じていることを話しているうちに、自分自身で気持ちを整理して解決策を探していきました。

自分だけでは対処できないと思ったときや自分でもよく分からない“モヤモヤ”がたまってしまったときに、いつでも話せる場所として、子どもたちの頭の片隅にほっとルームのことを“お守り”のように入れておいてもらえたらと思っています。

住吉会館を遊び場や居場所に行っている子どもたちはとても限られています。だからこそ、日々の相談で、子どもたちと心の距離が近い相談室になれるように心掛けています。ほっとルームに相談した子どもたちが、相談してよかったと思えるように、周りに困っている人を見つけたらほっとルームのことを紹介してもらえるように、目の前の相談者を大切にしていきたいと思っています。

3 調査活動の状況

当年度は申立てに基づく調査活動はありませんでした。一方で、令和元（2019）年10月25日付けの子どもの権利の侵害に係る救済の申立てに基づく調査の結果について、西東京市子ども条例第19条第1項第4号による意見表明をしました。その内容は、同項第5号に基づいて公表していますが、ここでは、その概要を報告します。

申立人：市民

申立ての趣旨：

西東京市内全域でボランティア活動として実施されている子ども110番ピーポくんの家（以下「ピーポくんの家」といいます。）の協力員の元に、小学生2人が、「ここは来ていいところでしょ」「学校に行きたくない。学校や親には言わないでほしい。ここに置いてほしい」と立ち寄った事例がありました。協力員は、子どもの思いに添いながらも、学校や保護者が、子どもの安否を確認できないという事態を避けるべく、心をくだいて対応しましたが、その対応が良かったのかについて悩みました。それを知った市民の方がほっとルームに相談をし、申立てをするに至りました。

ピーポくんの家は、地域の協力を得て、身の危険や不安を感じた子どもが避難できる場所を作ることを目的としています。しかし、子どもは、必ずしもそのように捉えていないことがうかがわれ、そこから、協力員の方のこうした戸惑いが生じたものと思われます。

ピーポくんの家は、地域の人々の思いを受けて長く続いてきたもので、これを担っている方々は子どものためになるように努力されています。しかし、「おとなが考えるピーポくんの家」と「子どもが考えるピーポくんの家」に気付かぬ「違い」があるとき、子どもが利用を控えたり、利用できないことがあったりして、その結果、子どもに思わぬ事態が生じることもあり得ます。

こうしたことを踏まえて、このような「違い」を詳しく調べ、子どもの権利のより良い保障の観点から、今あるピーポくんの家の良さを生かしつつ、これがより良いしくみとなる提案ができるよう調査を始めることとしました。

調査の結果：

ピーポくんの家の成り立ち及び運営実態について、市役所にある資料を基に調査しました。また、ピーポくんの家の運営主体・担当者、ピーポくんの家を担う協力員、子どもたちに伝えている学校の協力を得て、調査票に基づく実態調査をしました。更に、児童青少年課主催のサマー子ども教室、二つの児童館・児童センターで子どもたちからの意見の聞き取りを実施しました。

ピーポくんの家は、「地域の皆さんに、子どもたちを安全に保護し、110番通報をするなどのご協力をいただく活動」とされ「『声かけ・ちかん・つきまとい』などにより被害を受けたり、身の危険や不安を感じたときに、安心して避難できる場所」として設計されています。ピーポくんの家活動は、運営主体として活動するPTA・保護者の会や市青少年育成会の担当者に加えて1,396人もの協力員の方々のボランティアで支えられています（平成30（2018）年度時点）。調査を通じて、この活動を担っている担当者・協力員・学校がそれぞれに大変さを感じながらも、この活

動をより良い形で存続させていくために様々に工夫を重ねていることが分かりました。

協力員への実態調査結果では、活動期間について回答のあった協力員の72%(269人中193人)が5年以上前からこの活動に参加していました。この活動が始まって以来、ずっと協力員をしているという方も多かったです。担当者、協力員、学校の各段階において、ピーポくんの家がどのようなものか、よく伝えられており、子どもたちへの聞き取りでは、ステッカーを見たことがあると答えた子どもは100%(81人中81人)、「ピーポくんの家」という名称を知っている子どもも94%(81人中76人)に上りました。また、子どもたちへのアンケートでは、「下校中に知らない人に声を掛けられた…なんだかつけられている気がして怖い」という典型的な架空の事例に対して、「ピーポくんの家に行く」と答えた子どもが74%(81人中60人)に上り、この活動の目的も広く認知されていました。

協力員の実態調査からは、実際にたくさんの子どもたちのかけ込み事例があったことも分かりました。協力員の31%(367人中114人)が子どものかけ込みを経験していました。また、日頃から防犯意識を高く持ち、日常生活の中で子どもたちの様子を見守っていることも分かりました。この活動の趣旨に賛同し、ステッカーを掲示することで、子どもの見守りへの高い関心がある地域であると周知することとなり、子どもたちへの犯罪を予防し、子どもたちに安心を保障している効果があると思われまます。他方、申立てのきっかけとなった事案のほかにも、けんかや子ども同士のトラブルの仲裁、家出した子どもの保護など、おとなの想定を超えた利用がなされている現状も見受けられました。また、実際の子どもたちのかけ込み事例の8割超が、トイレを借りたい、自宅に鍵がかかかっていて入れないなど「広く困った場合」にあったことも分かりました。

以上の調査結果から、子どもたちはピーポくんの家が緊急避難場所であるという目的を理解しつつも、もう少し広く、自身では対処が難しいと感じた困りごとについてピーポくんの家に助けを求める可能性があることがうかがわれました。たとえば、トイレや自宅に入れない、傘がない、けがをしてしまったなどは、特に小学生年齢の子どもたちにとっては大きなアクシデントでもあります。こうした子どもたち自身では対処が難しいと感じる困りごとについて、地域に頼れる場所があることは大きな安心につながります。たとえば、ピーポくんの家のうち、こうした子どもたちにも対応できる公的な施設などには、「ピーポくんの家プラス」という特別のステッカーを作って子どもたちのニーズを受け入れることも考えられます。子どもたちと顔のつながりがある子どもの居場所がこの役割を担うことで、子どもたちへのより一層の周知につながる可能性があります。

また、協力員に配布している手引きなどを通じて周知することで、情報共有や横の連携が難しい協力員が活動する際の安心につながる可能性もあります。手引きには、今回の調査で明らかになった過去のかけ込み事例などをもとに、協力員が安心して対応するために必要な相談先(たとえば、児童相談所や子ども家庭支援センターや子ども相談室 ほっとルームなど)を掲載しておくことも検討してよいと思われまます。

地域の間人関係の希薄化が言われる今日において、西東京市に広く根付いてきた

この活動の重要性は高まっており、運営主体たる担当者及び協力員の負担感を強めることなく、子どもたちのニーズにより合致していく方向で発展していくことを望む旨の意見を表明しました。

条例上の対処：

権利擁護委員は令和4（2022）年7月28日付けで令和元（2019）年度第1号申立てについて（最終報告）を作成し、西東京市児童青少年課長及び子ども110番ピーポくんの家活動の関係者に対して「意見表明」をしました。また、申立人、西東京市教育委員会、西東京市児童青少年課長に対して「結果を通知」しました。意見表明の内容は、子ども条例第19条第1項第5号に基づいて公表されています。以下のコードからご覧ください。



第3 広報・啓発活動の状況

1 子どもへの広報・啓発

- (1) CPTによる出張授業
- (2) 東洋大学社会学部（現 福祉社会デザイン学部）
社会福祉学科小野道子准教授・学生の皆さん
とのコラボ事業
- (3) 子ども条例・子ども相談室 ほっとルーム
アンケート集計結果

2 おとなへの広報

- (1) 子ども条例市民講座
- (2) 保護者、支援者向けの研修

第3 広報・啓発活動の状況

1 子どもへの広報・啓発

(1) CPTによる出張授業

ほっとルームでは、CPTによる出張授業を実施しています。令和4年度は、全ての小学校で6年生のクラスに伺い、出張授業をすることができました。学校の先生方、お力添えありがとうございました。

【出張授業で大切にしていること】

- (1) 西東京市子ども条例や子ども相談室について話を聞いた子どもが、今は自分には関係ないと思っても、頭の隅で覚えていてくれること。西東京市子ども条例が子どもにとって「お守り」のような存在だと伝わること。
- (2) 出張授業自体が安全性の高い授業であること。出張授業で子どもの権利や多様性、いじめ等について学び、意見を交わしたり、発表したりすることで、傷ついたり、不快に感じたりする子どもがいないよう、慎重に授業をすること。
- (3) 子どもにとって、実際の暮らしとつながる学習であること。「自分とは遠い世界の何か」ではなく、自分の生活が「権利の連続」であり、それは自分も周囲も平等で、誰の権利も脅かされてはいけないと感じられること。
- (4) 聞くだけでなく、グループワークの時間を使って、相互に・主体的に学ぶこと。

【出張授業の準備】

学校から出張授業の申込みや問合せが入ると、授業日時の調整をした後、担当するCPTとの事前打合せを、授業の2週間前を目安に、主にオンラインでお願いしています。

事前打合せでは、クラス数、クラスの人数、授業のめあてやねらい、既に学習した内容等を確認し、内容を検討します。CPTから示した授業案を基に、先生方のご意見を聞きながら決めていきます。特別支援学級が設置されている学校については、より踏み込んで検討する必要があると考えています。オンラインの打合せができる仕組みが整ったことで、機動力が上がったと感じています。オンラインでお話しした先生方に、授業当日に直接お会いできるのも楽しみです。

日程の関係で、各クラスでの授業ではなく、クラス合同で授業をすることがあります。教室ではなく体育館等で実施することになるため、グループワークのテーマやまとめ方を工夫します。子どもたちは体育館等での活動に慣れているので、多少の工夫があれば授業は進行できます。いじめについての授業では、よりきめ細やかに子どもたちの様子を見る必要があると考え、クラス単位での授業をお願いしています。

【出張授業の例】

(1) 副読本「みんなで学ぼう西東京市子ども条例」を使用した授業

対象 小学6年生各クラス

(日程の都合でクラス合同になることもあります。)

内容 ・ 子どもの権利と子どもの権利条約

・ 西東京市子ども条例

A 西東京市子ども条例について学ぶ

B 権利について学ぶ

C いじめについて学ぶ



副読本



栄小学校



グループワークの様子(保谷第一小学校)



東伏見小学校



飛沫防止用のパーテーションを使って、条例のカルタを分類している様子(向台小学校)



グループワークの様子(碧山小学校)



ジャムボードを使った授業(碧山小学校)

(2) 道徳授業地区公開講座

対象(例) 5年生全クラスと
全学年の保護者

内容(例) 西東京市子ども条例
について



栄小学校



東小学校



柳沢小学校

(3) 中学生対象の授業

対象(例) 中学1年生各クラスや全校

内容(例) 多様性や個性、
互いの権利の尊重



田無第三中学校

【子どもたちの感想】(できるだけ子どもたちが書いたまゝを掲載しています)

① いじめについての授業

- ・ いじめってとてもふくざつ。例えば、出口がかくされているとてもふくざつなめいろみたいな感じ。
- ・ 今まで、いじめた人を完全に悪いと考えていたけど、いじめた人も、何かあって、いじめをしてしまう。ということに気づきました。コップに例えて、話をしてくれた時はとてもわかりやすかったです。そのコップの水をもどすために自分ができることを考えて、いじめられた人や、いじめをしてしまった人を助けたいです。

「心のコップ」を扱った授業を受けて

- ・ 子どもが守られる権利があっても、実際にまだいじめとかが残っていると思うから、いじめを見つけたら助けられる人になりたい。そして、ひがい者だけでなく、加害

者の話も聞いてあげた方がよいと思う。きっと加害者もなにかかかえていると思うから。

- ・ 自分は加害者になったことは3回くらいあるからもういじめはしないようにする。逆にいじめられている人がいたら助ける。でもいじめをしている人は口でいってもわからないやつしかいないので時々こぶしでかいけつする。もっと人にやさしくしたい。いじめは楽しくないからもうやらない。
- ・ ぼうかん者が一番だめだと思う。知らんぷりが一番かなしいし助けてもらいたい。加害者にはなりたくない。
- ・ やっぱ人間は他の人にやさしく言われたらその人もやさしくなる。だから人生はやさしく頭を使って過ごさなきゃね！
- ・ いちばんだいじなのは、先生などが気づけてないようないじめを見つけて、いじめられている人によりそうことだと思う。なぜなら、こわくていじめアンケートに名前を書けない人もいると思うからだ。気づけてないいじめを見つけることで、世界が平和になるからです。
- ・ いじめってみんながつらいんだなって思った。良い事は後になってからは何一つ無いんだなと。でも人間誰しも同じ考えを持ってない。個性としてそれを認められない人もいる。とてもたくさんのことを考えさせられる、素敵な授業でした。
- ・ いじめはよくないと思った。だけどひがいしゃはぜったいに悪くないとはかぎらない。
- ・ かがいしゃに何も協力しないのであれば自己ぼうえいとしていじめのわくに入らないのも一つの手だと思う。いじめられている人の命も大事だけど、自分の命も大事にするべきで、無理に止めに入る必要はないと個人的に思う。いじめられている側は時には自分を守るために人を傷つけることも頭に入れておいた方がいい。死ぬのは一番だめだから。
- ・ いじめを見ているだけの人が団結して、いじめを止めに入れたらいいな、と思った。今回のプリント、授業で見ているだけの人が一番多いと分かった。いじめはいじめをする人が心を変えなければなくならないと思った。でも、いじめを止める仲裁者がいることで被害は小さくなると思った。
- ・ ぼくは、なぜいじめた人はいじめたことを忘れてしまうのかなと思いました。前からいじめはよくないと思っていただけ、今のはなしをきいて、さらによくないことだと思いました。なにかあったら相談したいと思います。

② 権利・条例についての授業

- ・ 「権利が一」とみんなが言っていたら、人間関係もギクシャクしてしまうし、いやになる。でも、権利はそこにあるから、しん書されてはいけないもの。その、バランスが大事なんだな、と分かった。自分にも他の人にも権利があると分かった。他の人に「変わって！」と言われると、自分はほとんど始めたばかりで変わりたくない

- くても変わるときがあるから、自分にも権利があると知って、そういうときは、「まだ始めたばかりだから」「ちょっと待って」って言うていいんだな。と思った。
- ・ この条例があるからこそ自分たちはのびのびと生活できているんだな～と思いました。安心して相だんできますね！！
 - ・ この授業で、改めて子どもの権利の大切さが理解できたと思います。権利は良く使うといいけど、悪く使うと、人を悲しませたり、おこらせたりすると思いました。あと、西東京市の子ども条例が多くてびっくりしました。
 - ・ ぼくは人のけんりより、自分のけんりが大事だと思った。自分の考え方でかわるんだなと思った。
 - ・ ぼくたちは条例によってまもられてるんだなって思いました。それを守らない大人がいることをきいてちょっとこわいなと思いました。
 - ・ ふつうのことだなとおもいました。
 - ・ 「権利」と「権利」がぶつかり合うとより多い人の利益につながる方の「権利」が勝つのではないかなあ、例えば多数決です。

【まとめ】

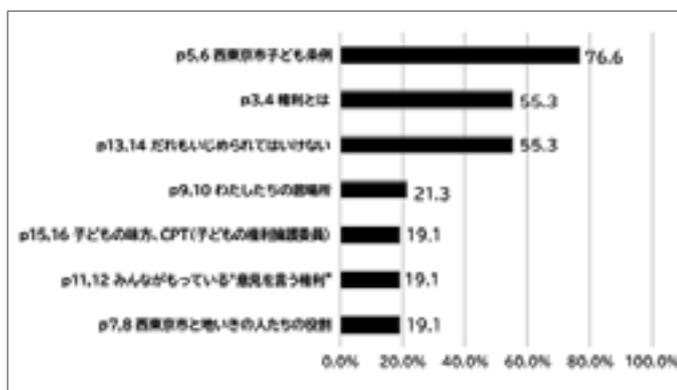
授業後に子どもたちの書いてくれたアンケートを読む時にはいつもドキドキします。授業の後の休み時間に声を掛けてくれる子どもがいたり、廊下まで付いてきてくれて、自分の体験を話してくれたりする子どもと出会うとほっとしますが、一方で、自分が授業の中で誰かを傷つけたりしなかったか不安にもなりながら、子どもであふれる廊下や階段を歩いて学校を後にしています。

副読本を活用した授業アンケート

小学校6年生が授業で子ども条例を学ぶために作成した副読本「みんなで学ぼう西東京市子ども条例」は、子どもの権利擁護委員による市立小学校での出張授業で使用するほか、市立小学校の授業で子どもの権利や子ども条例等についての学習に活用していただいています。

令和5年1月13日から令和5年1月31日までの期間に市立小学校第6学年学級担任の先生を対象に「子ども条例副読本活用授業アンケート」を実施しました。

授業の中で「西東京市子ども条例」、「権利とは」、「だれもいじめられてはいけない」のページを取り扱ったという回答が多くありました。



【見開きページごとの授業で扱われた割合】

(2) 東洋大学社会学部（現 福祉社会デザイン学部）社会福祉学科 小野道子准教授・学生の皆さんとのコラボ事業

ア 東洋大学の授業における講義

ほっとルーム通信 子ども条例特集号（以下「特集号」といいます。）は、子ども条例を小学生にも分かりやすい内容とすることを目標として作成しています。当年度は、特に子どもに伝えたいことをテーマに、小野道子准教授の「子ども支援論」「児童福祉論B」「SW特論ⅡB」履修生の皆さんが作成に携わっていただきました。そのためにも、西東京市子育て支援課長の講義と、子どもの権利擁護委員の講義を2日間にわたって行いました。

※SWはソーシャルワークの略です。

子育て支援課長からは、『西東京市の子ども施策に携わってきて』をテーマに西東京市の特徴や総合計画事業の主な取組を紹介しました。講義の大半は、子育て支援課長の子どもの頃のエピソードから、保育士になったいきさつ、保育士として勤務する中で子どもたちや保護者の方々との出会いでした。その中で、「子ども相談室 ほっとルームに相談してくる子どもたちの声は保育園で出会った困難を抱えた子どもたちと重なる。そして子どもに寄り添う子ども相談室 ほっとルームは、子どもの生きる力を支えてくれることを信じている」と結びました。2日目は子どもの権利擁護委員2名による講義を行いました。テーマは「西東京市ほっとルームとCPTについて」でした。擁護委員それぞれの職業として専門とする分野と自己紹介、子どもたちにとって相談するとはどういう意味があるのか、その職務と子ども相談室 ほっとルームの具体的相談事例を述べ、子どもの権利の「意見表明権」について講義しました。学生はどちらもとても熱心に聴講し、質問もたくさん出ました。



イ ほっとルーム通信 意見表明権特集号

当年度は「意見表明権」をテーマとして、東洋大学学生の皆さんがグループワークとプレゼンテーションをし、特集号原案を作成しました。子どもたち目線に立って、子どもたちにとって身近で、分かりやすい言葉と事例を使って読みやすいように工夫しました。作成された複数の原案を基に特集号を完成させ、市内の小・中学校等、関係機関に配布しました。今後もより多くの子どもたちに、子ども条例を理解してもらえよう、普及啓発を行っていきます。

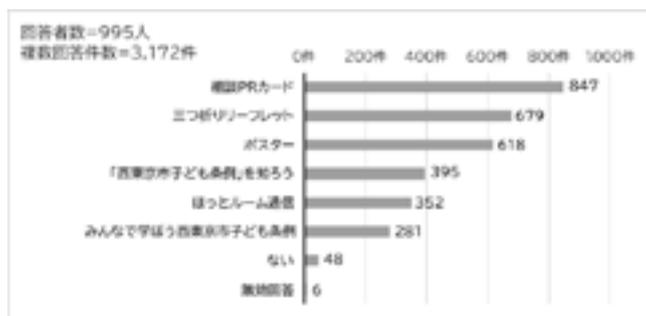
(3) 子ども条例・子ども相談室 ほっとルームアンケート集計結果

本アンケートは市立中学校1年生の生徒を対象に、西東京市子ども条例及び西東京市子ども相談室 ほっとルームの認知度等を把握し、その結果を基に普及啓発における課題を整理し、取組に反映するために実施しました。アンケート実施期間は、令和5年1月13日から令和5年1月31日までです。当年度の集計結果は以下のとおりです。

※その設問における回答者の数を「回答者数(人)」、各質問において複数回答ができるものについては「複数回答件数(件)」としています。

質問1 ほっとルームの6つの啓発品の中で見たことがあるものはどれですか。

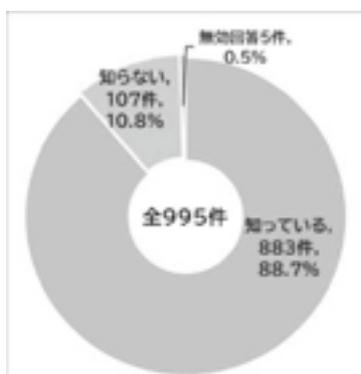
6つの啓発品の中で「相談PRカード」の認知度が最も高く、回答者の約9割弱が見たことがあると回答しています。「三つ折りリーフレット」、「ポスター」についても6割を超える程度の人が見たことがあると回答し、令和3年度に比べそれぞれ2倍になっています。このことについては、アンケートの実施方法が紙媒体からインターネット環境を利用してタブレットで回答する方法になり、アンケート自体が白黒からカラーになったことも影響していると考えられます。



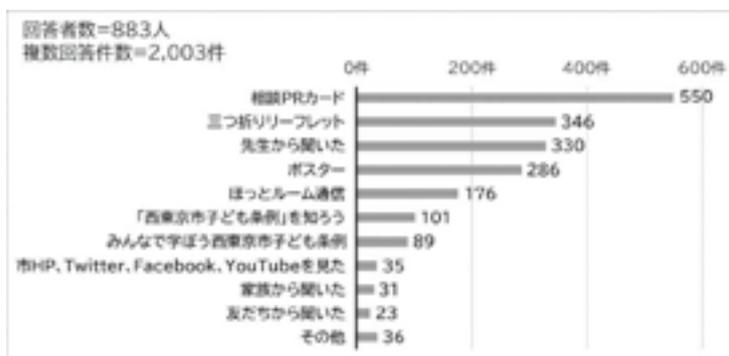
【ほっとルームの6つの啓発品の中で見たことがあるもの】

質問2 子ども相談室 ほっとルームは何で知りましたか。

ほっとルームの認知度は9割弱となり、「相談PRカード」でほっとルームを知ったという人が最も多く、「相談PRカード」が周知に効果的であることがうかがえます。



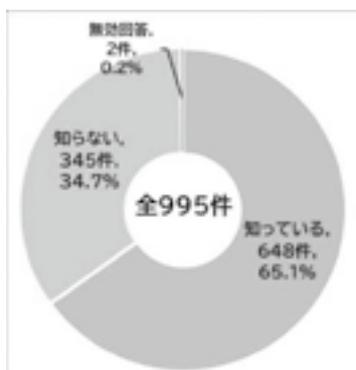
【子ども相談室 ほっとルームの認知度】



【子ども相談室 ほっとルームを知る機会になった啓発品】

質問3 西東京市子ども条例は何で知りましたか。

令和4年度の西東京市子ども条例の認知度は6割を超えています。子ども条例の普及啓発のために小学校第6学年児童に「みんなで学ぼう西東京市子ども条例」を、中学校第1学年生徒に「『西東京市子ども条例』を知ろう」を配布しており、この配布冊子で西東京市子ども条例を知ったという回答が多いです。



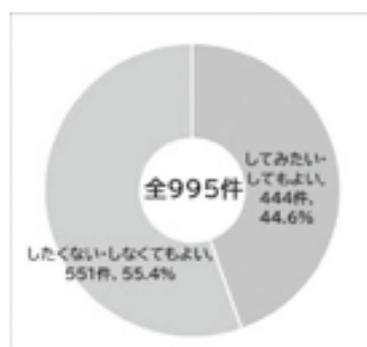
【西東京市子ども条例の認知度】



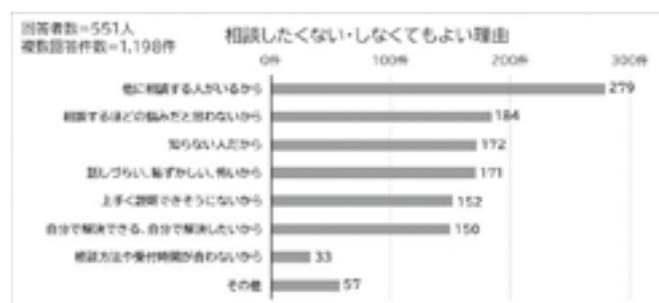
【西東京市子ども条例を知る機会になった啓発品】

質問4 西東京市子ども相談室 ほっとルームに相談してみたいですか。

相談してみたい・してもよいという人は4割を超え、令和3年度の2倍以上に増加しています。相談してみたい理由としては、「相談しやすそうだから」という回答が最も多く、「秘密を守ってくれるから」、「解決してくれそうだから」という回答がそれに続いています。一方、5割以上の人が相談したくない・しなくてもよいと回答しました。その理由としては「他に相談する人がいるから」が最も多く、次点で「相談するほどの悩みだと思わないから」が続いています。



【相談してみたい・したくない人の件数・割合】



2 おとなへの広報

(1) 子ども条例市民講座

令和4年8月27日(土)、田無庁舎において、子ども条例市民講座を開催しました。

第1部を「子どもの権利擁護委員令和3年度活動報告会」とし、一年間の活動内容を、擁護委員が事例を交えて説明しました。第2部は「子どもの意見表明権～子どもの言葉を受け止めるしくみ～」と題して、長きにわたって子どもの人権救済活動に携わってこられた坪井節子さん(弁護士、社会福祉法人カリヨン子どもセンター理事、東京弁護士会子どもの人権と少年法に関する委員会委員)を、講師にお迎えしました。

困難な状況に置かれている子どもに寄り添い、その言葉を受け止めていくことの大切さについてお話を伺った後、擁護委員と意見交換を行いました。感染症対策の為、定員を絞っての開催でしたが、関係機関をはじめ多くの方に参加いただき、皆さん熱心に耳を傾けていました。

(2) 保護者、支援者向けの研修

令和5年1月21日(土)に、栄小学校で保護者の方々向けに「子どもの権利と子ども条例」というお話をしました。子ども条例が保障する子どもの意見表明権、それを保障する親の役割、その親を支援する学校や市の役割、保護者と学校の協働などについてお話ししました。

当日は、授業参観の機会ということで、多くの保護者の方々にご参加いただきました。終了後にご質問もいただき、うれしかったです。

2月28日(火)には、西部圏域のほっとネットステーションの委員の方々に話題提供する機会をいただきました。この国の子どもたちの今、ほっとルームで見えている西東京市の子どものお話、その中で地域で私たちおとなができることについてお話ししました。ほっとネットステーションについてもいろいろ教えていただき、委員の皆さんが地域で市民の方々のためにご尽力いただいていることを知ることができました。

西東京市には、地域の子どものためにエネルギーを注いでくださっている多くの方々がいっぱいいます。ほっとルームのことをたくさん知っていただきたいですし、皆さんの活動を教えていただくことは、子どもたちからの相談を受ける上でも大切なことだと思っています。どこでも出掛けていきますのでお声掛けください。

令和4年6月29日(水)には、栄小学校で教職員向けに、子どもの権利と子ども条例に関する研修を行いました。7月22日(金)には、西東京市中学校教育研究会学校保健部会においても、生徒の多様性への対応方法に関する研修を実施しました。



栄小学校での教職員向け研修

第4 その他の活動

- 1 講師派遣や関係機関との連携
- 2 研修

第4 その他の活動

以下では、相談に関わる業務や広報・啓発活動以外の活動状況について紹介します。

1 講師派遣や関係機関との連携

日付	参加者	内容
令和4年8月28日（日）、 9月11日（日）	木村委員	保谷駅前公民館人権講座 子どもの権利を考える ～西東京市子ども条例すごろくをつくろう！～
令和4年11月2日（水）	木村委員 谷川委員	西東京市総合教育会議
令和5年2月11日（土・祝）、 12日（日）	谷川委員	「地方自治と子ども施策」 全国自治体シンポジウム2022明石

2 研修

（1）外部研修

日付	参加者	内容
令和4年8月5日（金）	木村委員 事務局	小金井市 子どもの権利擁護相談・調査専門員向け研修会
令和4年8月5日（金）	専門員	東京都福祉保健局 発達障害者相談支援スキルアップ研修
令和5年2月11日（土・祝）、 12日（日）	専門員 事務局	「地方自治と子ども施策」 全国自治体シンポジウム2022明石

（2）庁内研修

日付	参加者	内容
令和4年8月24日（水）	専門員 事務局	子ども家庭支援センター ヤングケアラーを地域で孤立させないために ～地域に暮らす私たちができること～
令和4年11月9日（水）、 21日（月）	専門員	要保護児童対策地域協議会 児童虐待防止要保護児童対策地域協議会テーマ別 研修
令和4年11月15日（火）、 令和5年1月26日（木）	専門員	児童発達支援センターひいらぎ 療育公開

< 庁内関係機関等との交流 >

健康課保健係、健康課発達支援係、教育支援課、
ほっとネットステーション、西東京市多文化共生センター

一年を振り返って

みんなが持つてる“遊ぶ権利”



子どもの権利擁護委員（CPT） 井利 由利

住吉会館にある子ども相談室 ほっとルームは、子どもたちがふっと立ち寄って、困っていることや、友だちとのちょっとしたトラブルを話しに来てくれる場でもあります。スペースが狭く、まだまだ居場所というわけにもいきませんが、専門員は、もっとできることはないかと考えながら日々関わっています。動物の赤ちゃんが、しきりにじゃれあって遊びながら、過酷な世界で生きる術を身につけていくように、人間の子どもたちにとっても「遊び」はとても重要です。生命の維持から人間関係、社会性は「遊び」を通して学びます。行き詰まって相談に来られる保護者の方は、自身が子どもだった頃の、じゃれあって遊び、感情表現も自由だった「自分」を取り戻したくて来られていると感じます。子どもの権利を守るために西東京市では子どもたちみんなが安心して遊んだり、学んだりするために必要な居場所をつくる努力をしています。子どもたちが考えたことや意見を聞いて参加できるチャンスを作ろうとしています。ほっとルームは、相談を継続し、ゆっくりとお話を聴きながら、様々な民間も含めたそのような居場所へとつなげていく伴走型支援を目指してきました。令和4年度、連携をさせていただいた多くの関係機関の皆様に深く感謝いたします。

子どもらしさと「道草」



子どもの権利擁護委員（CPT） 谷川 由起子

令和4年度は多くの学校で出張授業をする機会に恵まれました。ある朝の出張授業で、学校の近くに到着した後、登校風景を見ていると、学年も様々な男子3人が誰かを待っていました。始業時間が近づき、私は「遅刻しちゃうよ」「お友だちが来たら、皆は先に行ったよ」と言っておくよ」等と声を掛けるべきか迷いました。そのうちに3人は歩き始めましたが、1年生の子は植込みの草を触ったりして進まず、時間なんてお構いなし、上級生2人も急ぐ様子はありません。私がいよいよ声を掛けようとした時、お友だちが走ってきて、4人は笑いながらのんびり登校していきました。地図検索で到着予想時刻が正確に分かる社会で、お互いの位置情報を見ながらの待合せもできます。でも、昔からの登校風景は変わらない、時間を気にせず友だちを待ち、道草しながら、小さい子は大きい子に連れられ、校門が見えたあたりではきっと走り出すのでしょう。そんな子どもらしい暮らしが、西東京市でずっと続きますように。

子どもの権利擁護相談・調査専門員より

子どもに気持ちを話してもらえるおとなのひとりでありたい。そのために何ができるのかを、今でもまだ模索しています。周囲を気に掛け、自分の気持ちに覆いをしてきた子どもたちが、何かをきっかけにほっとルームに相談を寄せてくれることがあります。そんな気持ちに応えられるように心掛けています。



子どもだけでなくおとなも、気持ちに覆いをしてしまうことがあるのではないのでしょうか。そうして、いつからか自分でも自分の気持ちを感じられなくなってしまうことがあると思います。相談を寄せてくださった方にとって、気持ちに覆いをする必要のない場所になれるよう、真摯に耳を傾け続けたいです。

「子どもが『ど真ん中』のまちづくり」を掲げる西東京市にあって、専門員の業務はとても重要なものだと、相談の度に出張授業取材の度に感じています。



相談の中で、学校で配布されたほっとルームのカードやリーフレットを「いつか相談するときに」と「机やカバンの中にしまっていた」と話してくれる子どももいます。

今困っているから相談する、ということはハードルが高いけれど、「いつかここに」とカードをしまっておくように、相談する勇気をためていたのかもしれないと思うと、相談してくださったことに「ありがとう」と心から思います。

面談の中で語られること、メール相談に書かれている文字だけではない言外の思いや考えを想像し、先走りせず一緒に進んでいきたいと思っています。

「相談してきた方の“想い”に耳を傾けることができたでしょうか？」これは私が相談を振り返ってふと考えてしまう問いです。1回だけお話した方もいれば、1年以上継続してお話した方、連続はしていないけれど折に触れてお話をした方などこれまでに受けてきた相談は内容も回数も様々でした。でも、少なくないと感じたことは、言葉にならない気持ちがあったり、実は自分でも気付いていない想いを抱えていたり…ということでした。さて私は、言葉にならない“想い”を聴こうとしたでしょうか、その“想い”を聴くことはできたのでしょうか。自問自答は続きますが、相談してくださった方々に少しでもこの気持ちが届いていたら嬉しいなと思います。



参考資料

西東京市子ども条例

西東京市子ども条例施行規則

機関紙・啓発品

西東京市子ども条例

平成30年9月19日条例第28号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 子どもの生活の場における支援と支援者への支援（第5条—第7条）

第3章 子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進（第8条—第14条）

第4章 子どもの相談・救済（第15条—第23条）

第5章 子ども施策の推進と検証（第24条—第26条）

第6章 雑則（第27条）

附則

わたしたちは、まち全体で子どもの育ちを支える、子どもにやさしい西東京をともにつくっていきます。

わたしたちは、子どもが失敗や間違いをしてもやり直し、成長できるまちにしていけます。

わたしたちは、子どもが家庭・園・学校・地域の一員、西東京の一員として位置づけられ、その役割が果たせるまちにしていけます。

わたしたちは、とりわけ困難な状況にある子どもや多様な背景をもつ子どもの尊厳や参加を大切にするまちにしていけます。

子どもは、一人ひとりが人間として、その人格や権利が大切にされます。乳幼児は、特別な保護の対象であるとともに、その発達しつつある能力に応じて自分の権利を行使する資格をもっています。

子どもは、いじめ、虐待、貧困等の困難な状況について、まち全体で取り組まれ、

そのいのちが大切に守られます。

子どもは、一人ひとりの違いが認められ、自分らしく育つことができます。

子どもは、その最善の利益が第一義的に考慮されます。

子どもは、自分の意見を自由に表明することができ、自分にかかわることやまちづくり等に参加することができます。

おとなは、子どもに寄り添いながら、子どもが遊び、学び、その他の活動ができるよう、子どもの育ちを支えます。

おとなは、子どもが安心して自分の思いや考えを十分に伝えられるよう、子どもと向き合って意見を聴きます。

地域は、子どもの育ちを支えることで、子どもと市民のふれ合いをすすめ、子どもが安心して生きていくことができるよう支援していきます。

市は、子どもが生まれてからの切れ目のない支援をすすめます。

わたしたちは、世界の約束事である児童の権利に関する条約、そして、日本国憲法・児童福祉法等の趣旨を踏まえ、この条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、今と未来を生きる全ての子どもが健やかに育つ環境を整えるため、その理念を共有し、制度を整え、西東京市（以下「市」といいます。）全体で子どもの育ちを支えていくことを目的とします。

（言葉の意味）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる言葉の意味は、当該各号に定めるところによります。

（1）子ども 市内に在住、在勤、在学

その他市内で活動する18歳未満の全ての者をいいます。ただし、これらの者と同等にこの条例が適用されることがふさわしいと認められる者を含みます。

(2) 保護者 親、里親その他親に代わり養育する者をいいます。

(3) 市民 市内に在住、在勤若しくは在学をする者又は市内で市民活動を行う団体をいいます。

(4) 育ち学ぶ施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

(市等の役割)

第3条 市は、全ての子どもがその命を大切にされ、健やかに育つことができるよう、子どもの意見を尊重し、その最善の利益を考慮して、子どもに関わる施策を総合的に実施しなければなりません。

2 保護者は、子育てについて、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号。以下「条約」といいます。）に規定する第一義的な責任を負うことを自覚し、必要に応じて市、育ち学ぶ施設の関係者等の支援を活用しながら、子どもが健やかに育つよう努めるものとしします。

3 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが主体性を持ち、学び、成長するよう支援に努めるものとしします。

4 市民は、地域の中で子どもが育つことを認識し、子どもの健やかな育ちのために協力するよう努めるものとしします。

5 事業者は、事業活動を行う中で、子どもが健やかに育つことができ、保護者が子育てに取り組むことができる環境を作るため、配慮するよう努めるものとしします。

(連携)

第4条 市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、お互いに連携・協働して子どもの育ちを支援するものとしします。

2 市は、国、東京都、他の地方公共団体等と協力して、子どもに関する施策を実施し、子どもの育ちを支援するものとしします。

第2章 子どもの生活の場における支援と支援者への支援

(保護者と家庭への支援)

第5条 保護者は、家庭において安心して子育てができるよう、及び子どもの健やかな育ちのために市等から必要な支援を受けることができます。

2 市は、子どもが健やかに養育されるように、保護者が第3条第2項に規定する役割を認識し、安心して子育てに取り組むことができるよう必要な支援に努めなければなりません。

3 育ち学ぶ施設の関係者及び市民は、保護者が家庭において安心して子育てができるよう、協力して、支援に努めなければなりません。

(育ち学ぶ施設とその職員への支援)

第6条 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの健やかな育ちに取り組むために必要な支援を受けることができます。

2 市並びに育ち学ぶ施設の設置者及び管理者は、育ち学ぶ施設の職員が子どもの健やかな育ちに取り組むことができるよう必要な支援に努めなければな

りません。

- 3 保護者及び市民は、育ち学ぶ施設の関係者が第3条第3項に規定する役割を果たすことができるよう対等な立場で協力するよう努めなければなりません。

(地域と市民への支援)

第7条 市民は、地域において子どもが健やかに育つよう必要な支援を受けることができます。

- 2 市、市民及び事業者は、第3条第1項、第4項及び第5項に規定する役割を認識し、地域において、子どもが安全に安心して過ごし、地域の一員として生活できる地域づくりに努めなければなりません。

- 3 市は、市民が行う子どもの健やかな育ちのための活動に対して必要な支援に努めなければなりません。

第3章 子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進

(虐待の防止)

第8条 市、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもが虐待を受けることなく、健やかに育ち、安心して暮らせるよう努めるものとします。

- 2 市は、子どもに対する虐待の予防及び早期発見に取り組むものとします。

- 3 育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもが虐待を受けないよう配慮するとともに、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、直ちに市その他関係機関に通報しなければなりません。

- 4 市は、虐待を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行うものとします。

(いじめその他の権利侵害への対応)

第9条 市、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもがいじめその他の権利侵害を受けることなく、安心して生活し学ぶことができるよう努めるものとします。

- 2 市は、子どもに対するいじめその他の権利侵害の予防及び早期発見に取り組むものとします。

- 3 市及び育ち学ぶ施設の関係者は、いじめその他の権利侵害を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行うものとします。

- 4 市及び育ち学ぶ施設の関係者は、いじめその他の権利侵害に関わった子ども等が再びいじめその他の権利侵害に関わらないよう取り組むものとします。

(子どもの貧困の防止)

第10条 市は、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者等と連携・協働して、子どもが安心して過ごし、学び、健やかに育つために、子どもの貧困問題に総合的に取り組むよう努めなければなりません。

(健康と環境)

第11条 市は、子どもの心身の健康の維持及び増進を図るよう努めなければなりません。

- 2 市は、子どもが安全で良好な環境のもとで生きていくことができるよう努めなければなりません。

(子どもの居場所)

第12条 市は、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、及び活動するために必要な居場所作りの推進に努めなければなりません。

2 市、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもの居場所作りについて、子どもが考え及び意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

(子どもの意見表明や参加)

第13条 市は、子どもが育ち学ぶ施設や社会の一員として自らの考えや意見を表明し、参加する機会及び制度を設けるよう努めなければなりません。

2 市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもの意見表明及び参加を促進するために、子どもの考え及び意見を尊重し、主体的な活動を支援するよう努めるものとします。

3 市及び育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの意見表明及び参加を促進するため、子どもが、その意義及び方法について学び、情報を得ることができるよう努めるものとします。

(子どもの権利の普及)

第14条 市は、この条例及び条約に規定する子どもの権利について、子どもその他の市民が学び、理解し、子ども自身が身に付けることができるよう普及に努めなければなりません。

2 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが権利を学び、理解し、身に付け、さらに自己及び他者の権利を尊重し合うことができるよう必要な支援に努めるものとします。

3 市は、保護者、育ち学ぶ施設の関係者その他の子どもの育ちに関わる者が子どもの権利について学び、理解することができるよう必要な支援に努めなければなりません。

第4章 子どもの相談・救済
(子どもの権利擁護委員の設置)

第15条 子どもの権利の侵害について、速やかに救済することを目的として、市長の附属機関として、西東京市子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)を設置します。

(定数と委嘱の基準)

第16条 擁護委員の定数は、3人以内とします。

2 擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利について見識を有する者の中から市長が委嘱します。

(任期)

第17条 擁護委員の任期は3年とし、再任を妨げません。ただし、特別の事情があるときは、その任期中であっても解職することができます。

(相談・調査に関する専門員の設置)

第18条 市長は、擁護委員の職務を補佐するため、相談・調査に関する専門員を置きます。

(擁護委員の職務)

第19条 擁護委員は、相談又は申立てにより、次に掲げる職務を行います。

(1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言及び支援をすること。

(2) 子どもの権利の侵害についての調査をすること。

(3) 子どもの権利の侵害を救済するための調整及び要請をすること。

(4) 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。

(5) 子どもの権利の侵害を救済するための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見等の内容を公表すること。

(6) 子どもの権利擁護についての必要な理解を広め、連携を推進すること。

と。

- 2 擁護委員及び相談・調査に関する専門員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

(要請や意見表明の尊重)

第20条 市は、擁護委員からの要請及び意見表明を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置をとるものとします。

- 2 市以外の者は、要請及び意見表明を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めるものとします。

(擁護委員の独立性の確保と活動への協力)

第21条 市は、擁護委員の独立性を尊重しなければなりません。

- 2 保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、擁護委員の職務に協力するよう努めるものとします。
- 3 市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもが擁護委員への相談等を活用しやすい環境を整えるよう努めるものとします。

(見守り等の支援)

第22条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を救済するための要請等を行った後も、必要に応じて関係機関等と協力しながら、子どもの見守り等の支援を行うことができます。

(活動の報告と公表)

第23条 擁護委員は、毎年度、その活動の内容を市長に報告します。

- 2 市長は、前項の報告を受けたときは、その内容を公表します。

第5章 子ども施策の推進と検証
(推進計画)

第24条 市は、条例に基づいて子どもに関わる施策を進めていくための基本と

なる計画(以下「推進計画」といいます。)を策定します。この場合において、既存の計画であって、推進計画となりえるものがある場合は、これを推進計画に位置付けることができます。

- 2 市は、推進計画を策定する場合には、子どもその他の市民の意見を反映させるよう努めなければなりません。

- 3 市は、推進計画を策定した場合には、速やかにこれを公表し、普及に努めなければなりません。

(推進体制)

第25条 市は、子どもに関わる施策を推進していくため、子ども施策推進本部を設置します。

- 2 子ども施策推進本部は、子どもに関わる施策について対応すべき事項の方向性を決定し、及び調整を図ります。

- 3 市は、特に市民と連携・協働して、子どもに関わる施策を効果的に推進するものとします。

(検証)

第26条 市は、子どもに関する施策を着実に進めていくため、推進計画の実施状況について検証する制度を作り、検証するものとします。この場合において、必要に応じて子どもその他の市民から意見を求めるものとします。

- 2 市は、前項の検証の結果について報告を受けたときは、その内容を尊重し、必要な措置をとるものとします。

第6章 雑則

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年10月1日から

施行します。ただし、第4章の規定は、規則で定める日から施行します。(平成31年1月規則第2号で、同31年4月1日から施行)

(準備行為)

- 2 市は、前項ただし書の規則で定める日前においても、擁護委員等の設置に係る事務に関し必要な準備行為を行うことができます。



西東京市子ども条例施行規則

平成30年9月20日規則第28号

改正

平成31年3月29日規則第25号

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 西東京市子どもの権利擁護委員（第4条—第15条）
- 第3章 西東京市子ども相談室（第16条・第17条）
- 第4章 雑則（第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、西東京市子ども条例（平成30年西東京市条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（条例が適用される子どもの範囲）

第3条 条例第2条第1号ただし書に規定するこれらの者と同等にこの条例が適用されることがふさわしいと認められる者とは、18歳又は19歳の者であって、次に掲げる者とする。

- （1）18歳未満の者が通学することができる学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校の高等課程又は各種学校（以下「学校等」という。）に通学する市内在住の者
- （2）市内の学校等に通学する市外在住の者
- （3）市外の学校等に通学し、かつ、

市内に存する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童厚生施設を利用する者

（4）市内に存する児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設（児童厚生施設を除く。）に入所している者

（5）前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

第2章 西東京市子どもの権利擁護委員

（兼職の禁止）

第4条 条例第15条に規定する西東京市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」という。）は、国会議員、地方公共団体の議会の議員及び長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 擁護委員は、前項に定めるもののほか、擁護委員の仕事の公平な遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができない。

（相談及び救済の申立て）

第5条 何人も、擁護委員に対し、市内に在住、在勤、在学その他市内で活動する子どもの権利侵害について、文書又は口頭により相談又は救済の申立て（以下「申立て」という。）をすることができる。

2 申立ての受付は、擁護委員又は条例第18条に規定する相談・調査に関する専門員（以下「相談・調査専門員」という。）が行うものとする。

（申立書等）

第6条 申立ては、擁護委員又は相談・調査専門員に申立書（様式第1号）を提出することにより行うものとする。ただし、擁護委員又は相談・調査専門員がや

むを得ないと認める場合は、口頭により行うことができるものとする。

- 2 前項ただし書の場合において、擁護委員又は相談・調査専門員は、当該申立ての内容を口頭申立記録書（様式第2号）に記録するものとする。

（調査等）

第7条 擁護委員は、申立てがあった場合は、当該申立てについて条例第19条第1項第2号に規定する調査をするものとする。ただし、当該申立てが次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 申立ての内容に虚偽がある場合
- (2) 具体的な権利の侵害が含まれない場合
- (3) 擁護委員及び相談・調査専門員の行為に係るものである場合
- (4) その他調査をすることが必要でない又は適当でないと擁護委員が認める場合

- 2 擁護委員は、前項ただし書の規定により調査をしない場合は、調査対象外通知書（様式第3号）により、申立てをした者（以下「申立者」という。）に理由を付してその旨を通知するものとする。

（調査の同意）

第8条 擁護委員は、前条第1項の調査をする場合において、当該調査が権利を侵害された子ども又はその保護者からの申立てによる調査でないときは、同意書（様式第4号）により、当該権利を侵害された子ども又はその保護者から調査に係る同意を得なければならない。ただし、当該子どもの生命又は身体の保護を図るために必要がある場合であって、当該子どもの置かれている状

況等から、同意を得ることが困難であると認めるときは、同意を得ずに調査をすることができる。

（調査の実施）

第9条 擁護委員は、必要と認めるときは、市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者等（以下これらを「関係機関等」という。）に調査実施通知書（様式第5号）により通知した上で、その施設に立ち入って調査をし、又は当該関係機関等に説明若しくは文書の提出を求めることができるものとする。ただし、市及び市立の育ち学ぶ施設以外の関係機関等の施設に立ち入って調査をする場合は、当該関係機関等の同意を得なければならない。

（調査の中止等）

第10条 擁護委員は、調査の開始後に、第7条第1項各号のいずれかに該当することとなったときその他調査の必要がないと認めるときは、調査を中止することができるものとする。

- 2 前項の場合において、申立者、第8条の規定による同意をした子ども若しくはその保護者（以下これらを「同意者」という。）又は前条の規定による立入調査の対象となった関係機関等（以下「立入調査対象関係機関等」という。）があるときは、調査中止通知書（様式第6号）により理由を付してその旨を通知するものとする。

（調査の終了）

第11条 擁護委員は、調査が終了した場合において、申立者、同意者又は立入調査対象関係機関等があるときは、調査結果通知書（様式第7号）によりその結果を通知するものとする。

(調整)

第12条 擁護委員は、調査の結果必要があると認めるときは、子どもと関係機関等との仲介をする等、条例第19条第1項第3号に規定する調整をするものとする。

(要請及び意見)

第13条 擁護委員は、条例第19条第1項第3号に規定する要請をし、又は同項第4号に規定する意見を述べる場合は、市長にその内容を通知した上で、要請・意見表明通知書(様式第8号)により行うものとする。

2 前項の場合において、申立者又は同意者があるときは、その内容を通知するものとする。

(身分証明書)

第14条 擁護委員及び相談・調査専門員は、調査又は調整をするときは、身分証明書(様式第9号)を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

(西東京市子どもの権利擁護委員の会議)

第15条 擁護委員の職務執行の一般方針その他の必要な事項を決定するため、擁護委員全員で構成する西東京市子どもの権利擁護委員の会議(以下「擁護委員会議」という。)を設置するものとする。

2 擁護委員会議に代表擁護委員を置き、擁護委員の互選によりこれを定めるものとする。

3 擁護委員会議は、代表擁護委員が招集するものとする。

4 擁護委員会議は、代表擁護委員が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

5 前各項に定めるもののほか、擁護委員会議の運営に関し必要な事項は、代表擁護委員が別に定めるものとする。

第3章 西東京市子ども相談室

(西東京市子ども相談室の設置等)

第16条 子どもの権利の擁護に必要な支援を行うため、西東京市子ども相談室(以下「相談室」という。)を設置する。(相談室の利用日、利用時間等)

第17条 相談室の利用日及び利用時間は、次の表のとおりとする。

利用日	利用時間
月曜日から金曜日まで	午後2時から午後8時まで
土曜日	午前10時から午後4時まで

2 相談室の休室日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、利用時間外に執務室を利用することができるものとする。

第4章 雑則

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日規則第25号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

機関紙

機関紙を3回発行しました。市内にある小、中、高等学校、特別支援学校に在籍する児童生徒等に配布しました。(特集号は29ページをご覧ください。)

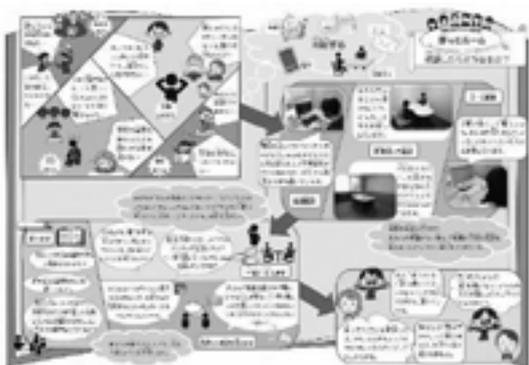
各号の電子データは、市ホームページに掲載しています。裏表紙の内側に二次元コードがあります。



機関紙第7号(5月発行)



機関紙第8号(11月発行)



啓発品



ポスター



三つ折りリーフレット

クリアファイル、相談PRカード、ポケットティッシュ、定規、絆創膏、消しゴム、付箋もあります。



クリアファイル



相談PRカード
(表と裏)



定規



消しゴム



絆創膏



付箋



ポケットティッシュ

子ども条例を周知するための、ボールペン、メモ帳があります。

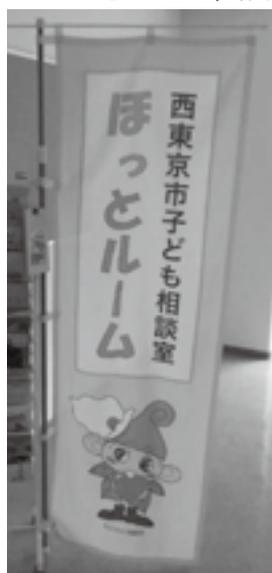


ボールペン

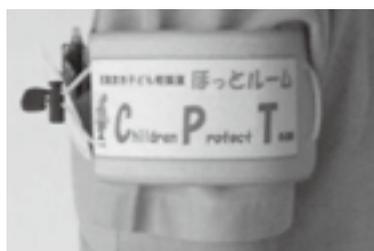


メモ帳には子ども条例の前文(部分)を載せました。

のぼり旗・腕章・ワッペンを制作して催しに合わせて使用しています。また、ほっとルーム入口には看板を掲示しています。



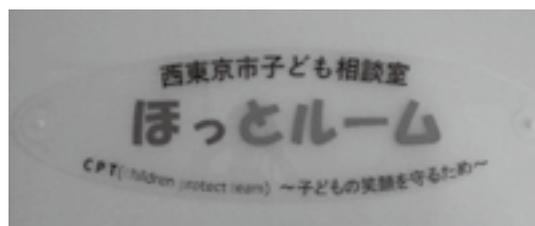
のぼり旗



腕章



ワッペン



相談室の看板



〒202-0005 西東京市住吉町6丁目15番6号

住吉会館ルピナス2階

西東京市子ども相談室 ほっとルーム

フリーダイヤル クイック なやみなし
相談専用電話 0120-9109-77

メールアドレス kodomosoudan@city.nishitokyo.lg.jp

西東京市ホームページ <https://www.city.nishitokyo.lg.jp>



西東京市子ども条例

機関紙

メール相談受付フォーム



西東京市子どもの権利擁護委員

令和4（2022）年度活動報告

令和5（2023）年7月 発行

編集・発行／西東京市子ども相談室 ほっとルーム

